

学校法人久留米工業大学ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書

第1章 私立大学の自主性・自立性(特色ある運営)の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)	○	1-2(2)

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)	適合状況	解説
2-1 理事会	○	
2-2 理事	○	2-2(4)
2-3 監事	○	
2-4 評議員会	○	
2-5 評議員	○	2-5(2)

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	適合状況	解説
3-1 学長	○	
3-2 教授会	○	

第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	
4-2 教職員等に対して	○	4-2(1)
4-3 社会に対して	○	
4-4 危機管理及び法令順守	○	

第5章 透明性の確保(情報公開)	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	

<適合状況についての解説>

1-2(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組について
6か年の第3次中期計画(R4～R9)を策定し、計画的に事業に取り組んでいる。併せて、より具体的内容を記載した3か年の第3次前期実施計画(R4～R6)を策定し、その進捗状況を毎年確認している。R6年度には第3次後期実施計画(R7～R9)の検討作業を進め、環境や状況の変化を踏まえた適切な計画として策定する方針である。

2-2(4) 理事への研修機会の提供と充実・2-5(2) 評議員への研修機会の提供と充実
法人の発行する広報誌と併せて、今般の大幅な私立学校法の改正に伴う各種資料等を送付し、文科省が提供している解説動画を案内するとともに、必要に応じて法改正の内容の説明等を行うなどにより、研修機会や情報提供などの充実を図っている。

4-2(1) 教職協働
学生や卒業生の様々なアンケート集計結果をIR推進センターで分析し、教育改革推進委員会において報告、これに基づき学修の充実・改善のための検討に活用している。